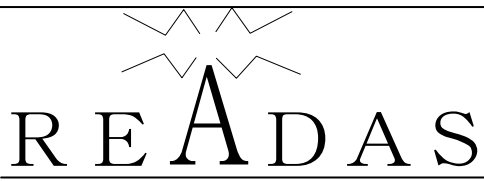


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5621 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年12月28日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 年末調整の過不足額の精算

Q：年末調整をした後の過不足額は、どのように精算したらいいのですか？

A：次のようにします。

【解説】

年末調整によって生じた過不足税額は、次のように精算します。

1. 過納の場合

過納額は、次の方法により精算します。

①会社から還付する方法

過納額は、その年末調整を行った月分の「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引いて、過納になった人に還付します。なお、その月の源泉徴収税額からでは還付しきれないときは、その翌月以後の月に納付べき税額から差し引いて還付していきます。

②税務署から還付してもらう方法

次の場合には、税務署から還付されます。

- イ. 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった月の翌月から2ヶ月を経過してもなお還付しきれないと見込まれる場合
- ロ. 解散、廃業などで過納額の還付ができなくなった場合
- ハ. 徴収して納付する税額が全くなかったため、過納額の還付ができなくなった場合

2. 不足の場合

年末調整をする月分の給与から徴収して、なお不足があるときは、その後に支払う給与から順次徴収します。

